

公明党

# せのう 孝夫 市政報告 Vol. 61



## 声を かたち に 夢を くらし に

6月議会での通告質問に臨んだ議員は10名でした。市に対して「こうすれば良くなるのではないか」「課題はこれではないか、どう対応するのか」等々、市民から付託を受けた議員の責任として、常に問題意識を持って、行政一般通告質問に望まなければならないと考えています。

前号 (Vol.60) でも述べましたが、議員が質問に取り上げる案件は、市民の声を代弁する場合もあれば、行政課題を吸い上げ常に市にとって有益となる施策を提案するとか、或いは政策に問題意識を持って監視するなど多岐にわたります。これらの中から題材を研究・整理して臨むわけですが、その作業には相当な苦勞が伴います。そうであっても、議員として市に貢献したいと考えているのなら勞を惜しまず通告質問に臨み、執行部への政策提言等に腐心するのは当然ではないかと思っています。その様な感覚からすると、今回の10名の登壇者は少なく、とても残念な思いがあります。

昨年1年間は、議会改革特別委員会において、議員定数や議員報酬についても議論を重ねてまいりました。人口が減れば、議員数を検討していくことは当然です。また、議員一人ひとりの質も問われます。議員活動、議会活動における厳しい市民の監視が必要です。懸命に活動しているという自負があれば議員報酬も上げていくべきですが、議員定数を減らせないのも、議員報酬を上げられないのも、これはこれで問題なのです。

地方の小さな自治体では議員の成り手不足や、議員不要論といった意見まで聞こえてきますが、その声を受けて対応するのは議員自身でなければなりません。その様に思われても当然と考えるの

か、もしくは実態が理解されていないと感じ対処していくのか。議会及び議員は、自己を客観的に見て、自ら評価を加えるべきです。議員定数、議員報酬、議員活動、議会活動の評価に関しては、全てにおいて連動していると理解しています。また、一人のための日常活動も、目立ちませんが大事です。今回は、行政一般通告質問に臨む議員数で考えてみましたが、通告質問一つを取り上げてみても、多くの議員が臨む様になれば、議会に対する市民の意識は確実に高評価に変わっていくものと考えます。

## 6 月議会通告質問

### 1. 「子どもの権利条約」等に関する諸施策

子どもに関する施策として、「子どもの権利条約」や「こども基本法」に謳われている内容等に関連して、質問をしました。

「子どもの権利条約」は、世界中すべての子ども達が持つ基本的人権を国際的に保障することを定めた条約で、1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約は、単に子どもが守られる対象と位置付けるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にしています。主な内容としては生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、一見すると当たり前の様に聞こえますが、改めて大人社会はこれらの権利に真摯に向き合っているのかを考えさせられる内容ばかりです。

締約国は196カ国・地域に及び、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

当該条約を批准した国はそれぞれ自国で法律を作り、政策を実施するなどして、定められた権利が実現するようにしなければなりません。更に、実際にどのような取り組みを行なったかを5年ごとに「国際子どもの権利委員会」に報告し、その報告を委員会で審査をして、改善へ向けた助言など

も行うとしています。子どもの権利条約が採択されたことで、世界中で多くの子供達の状況の改善につながってきたということで、条約の貢献度は絶大と言えます。

本条約には子どもの権利を実現するために大切な4つの原則が示されています。「命が守られること」「子どもにとって最善の利益を考えること」「差別を禁止すること」「子どもの意見を尊重すること」です。この4原則は日本の「こども基本法」の理念の下敷きともなっています。これらを踏まえ、3点にわたり質問しました。

### ① 「子どもの権利条例」制定

「子どもの権利条約」の精神を受けて、自治体レベルで「子どもの権利条例」を制定している自治体があります。この条例を子ども自身が学ぶことで、自らの権利を知ることにも繋がるなど、崇高な取り組みともなっています。非常に有効性が認められることから、速やかに「子どもの権利条例」制定へ向けて始動すべきではないかと考え、市の見解を質しました。

#### 答弁：

館山市の「子どもの権利条例」制定への見解についてですが、「子どもの権利条約」は、全ての児童の基本的な人権の尊重を促進することを目的とし、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要な事柄を定めたものです。

館山市では現在、「館山市こども計画」を土台に、子ども・子育てに関する施策を推進していますが、取組を進める上で、子どもを取り巻く様々な問題から子どもを守るために、子どもの権利が保障されることは重要であると認識しています。

条例の制定により、子ども自身が権利を知ることができ、また、大人も子どもの人権について改めて意識を持つ機会となりますので、非常に有益であると考えますが、まずは現在行っている施策を着実に進めながら、必要に応じて判断していきたいと考えています。

#### 解説：

##### 「子どもの権利条例」制定へ向けて

「子どもの権利条例」を市として制定する意義は、子供が幸せに暮らす環境を、館山市全体で守

ると宣言する事です。

条例の主な内容は、子どもの権利を保証するために自治体や保護者、地域住民の役割などが明確に示されます。そして体罰やいじめなど、権利侵害にも速やかに対処する「子どもの権利擁護委員」の設置などが明記されているものもあります。つまり、権利が侵害された際の相談体制をも整えると言うものです。

答弁では、「館山市子ども計画」での子ども子育てに関する施策を進めていくとありましたが、「子どもの権利条例」は子供自身が人権とはどういうものかを深く知る機会となり、権利への意識が醸成されることが目的ですから、そもそも「権利条例」を、「子ども計画」に置き換えること自体に無理があります。

## 人権感覚を養う

子供がクラスメートなどにきつい言葉を浴びせ、時には暴力を振るうこともあると思います。これらを、単に「良いこと・悪いこと」と言った思考で片付けるのではなく、人権という観点から言動を考えるきっかけになることが重要です。しかも、権利条例に触れていくと、児童・生徒のみならず、先生方にも人権意識の醸成が必要と思われる場合もあると言えます。

市内の中学校でのいじめ問題や、先生の指導性に不信感を持っているなどの相談を、親御さんから実際に受けています。今回は、そこには触れませんが、相談内容を聞いてみると、いずれの問題も、その根底には人権意識の低さが由来していると感じます。

一般的に見ても、人間関係から起因する諸問題の根底には、ほとんどの場合、人権感覚の希薄さが影響しているといつて過言ではないと思っています。夫婦、親子、上司と部下、客や保護者からのクレームなど、様々な関係性におけるハラスメントやいじめ、トラブル等の根源には、人権意識

の欠如が関係しているといえます。そして、人権意識の欠如の結果は、重要な視点として「不幸」が待っています。ではなぜ、人権感覚が身についていないのか。それは人権を学ぶ機会も、哲学的に思索する事もしないままに、多くの人は大人になっているからかも知れません。

その様な状況を改善するためにも「子どもの権利条例」の必要性を痛切に思います。

## 日本国憲法の三原理

日本国憲法の三原理である「国民主権主義」、「基本的人権の尊重」、「恒久平和主義」は、人類普遍の将来も堅持すべき崇高な精神です。中でも、健全な人間関係を構築するために最も重要な「基本的人権」を尊重する精神を、どう学び、社会においてどう具現化するかについて、私たちは真剣に考えていかなければなりません。

人権を小・中学校の時代から学び、さらには先生・保護者・市民に至るまで思索の機会を提供する「子どもの権利条例」が、社会に及ぼす効果は絶大ではないかと期待するものです。

## 子どもたちが条例の前文を作成

「子どもの権利条例」を、小・中学生の代表が条例の前文を作成している自治体も少なくありません。しかも、多く自治体では代表だけでなく、全員が考えを出し合い、それによって、みんなが人権を考える場としても条例が有効に機能されています。

大人の責任として「子どもの権利条例」を捉えると、「子どもの権利が守られる安全・安心なまちづくり」を目指すことに他なりません。「基本的人権の尊重」と言う精神が、市民の中に「文化」として根付く効果が期待できます。条例があるからこそ、「文化」として発展する可能性を秘めているわけですので、条例制定へ向け前向きな検討を求めるものです。

## ② 「子どもの意見を聴く」取組

「こども基本法」に示されている「子どもの意見を政策に反映させる取組み」について取り上げました。「子ども家庭庁」のガイドラインには、「子どもの意見を聴く」こと、そしてその意見を「検討し反映」させ、「検討結果をフィードバック」する取組みが示されています。

この一連の取組みについては、自治体側の意識が重要になることから、子どもの意見を聴く取組みをどのように位置づけ、今後どう展開しようとするのか伺いました。

### 答弁：

「こども基本法」に示されている、子どもの意見を政策に反映させる取組についての見解についてですが、自治体の意識として子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見を聴くことは重要であると考えます。

「館山市こども計画」の策定の際に、小学5年生と中学2年生にアンケート調査を実施しています。また、「館山市総合計画審議会」の委員として、これまでに4名の高校生に参画いただいたほか、「第5次館山市総合計画」の策定に当たって、館山市・南房総市に所在する高等学校の生徒達に、高校生意識調査や、「まちの将来像」についてアンケート調査を実施しています。

今後も様々な機会を捉えて子どもの思いなどを把握しながら、それらを施策に適切に反映できるように努めていきたいと考えています。

### 解説：

#### 子どもの意見を政策に反映させる取組み

「子どもの権利条例」の中に、「自由に自分の意見を表明できる権利」などを明記している自治体もあります。

「こども基本法」では、自治体に対して施策の策定・実施・評価といった各段階において、子どもの意見を政策に反映させる取組みを求めています。これらを受け「こども家庭庁」は、自治体向けの指針である「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」で一連のプロセスが示さ

れています。

また、このガイドラインの中で、「子どもや若者が国や地方自治体の制度や政策について自分の意見を伝えたい」と思っていると答えた割合が7割に達しています。一方、「子ども政策に関して、自身の意見が聞いてもらえている」と感じている子どもの割合はわずか2割です。これは、8割の人が「意見は反映されない」と思っていて、意見表明をためらう要因にもなっているということです。

今回の答弁では、小学5年生と、中学2年生へのアンケートによって街の将来像を聞く形をとっていますが、国として28年度までに「意見を聞いてもらえている」と思う子どもの割合を、現状の2割から7割にする目標を掲げています。そういう背景からも、学年を限定した選抜型ではなく、全体として子どもの意見を政策に反映させる取組みを進めていくことが重要になるものと考えます。

### 「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」5つのステップ

「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、5つのステップが示されています。1点目：意見を聞くための企画、2点目：事前準備、3点目：意見を聞く、4点目：意見をどう反映させるかの検討、5点目：聴いた意見のフィードバックです。そして、これらの結果を踏まえ、改善を重ねて循環させることが重要だとしています。

意見の聞き方について重要な視点が示されています。それは自治体が「どう反映させるか」を意識し、想像力を持って「質問を立てる」こととされています。意見を聞いて政策を考えるのは自治体の役割だからです。

また、ここで言う「意見」について専門家（NPO 法人わかものまち代表理事）は、先ほどか

ら触れている国連の「子ども権利条約」に示されている「意見表明権」における意見とは、Opinion「意見」ではなく Views「視点」と表現されていて、子供にアイデアを求めるのではなく、「子どもの視点をどうやって政策に反映していくか」と考えて、問いを立てることが重要だと指摘しています。

### 子どもへの意見聴取は「民主主義の担い手を育てる」

今回の、子どもの意見聴取という行為にはとても重要な「民主主義の担い手を育てる」という意義が込められています。なぜ、民主主義かということ、生まれや育ちに関わらず、「自分の声を聴いてもらえた」とか「自分の意見によって身の回りの環境も変えられる」と実感する子どもたちが増えることは、まさに「健全な民主主義社会の実現」を意味するものだからです。

子ども条例同様、子どもの声を聴くことが館山市の「文化」になっていくことが大切です。子どもの権利や子どもの声を聴くという施策には、子供を最も大切にする心の表れであり、常々市長が掲げる「若者が帰ってくる街・若者が住み続けていきたいと思える街」というフレーズについて、何をもってそういう街が現出するのかを具体的に考えることが大事です。子どもの声を聴くことは、選ばれる街への試金石にもなると考えます。

学校も原理は同じで、魅力あふれる学校には人口も増える傾向があると専門家は指摘しています。これからは、子供と大人が一緒に考えていく社会を実現するための施策が求められるのではないかと思います。

### ③ 「子どもの自殺防止を目的とした協議会」の設置

子どもの自殺防止を目的とした、協議会の設置に関して質しました。

2025年の自殺者数は全国で538人と、統計のある1980年以降で最多となっています。本市においては、ここ10年程度に限ると、小中高生の自殺に関する事例は伺っておりませんが、自殺防止には常に強い意識を向けた取組みが必要ではないかと思えます。

本年4月より「改正自殺対策基本法」が施行され、そこでは自治体として協議会を設置できるとありました。協議会の目的は、自殺リスクの情報共有と相談先及び相談体制の明確化による支援体制の構築です。協議会は概ね専門家等で構成され、主なメンバーとしては学校をはじめとして医療機関、児童相談所、警察、民間団体、例えば弁護士などがイメージされます。そこで、本市における協議会の設置に関しする見解を伺いました。

#### **答弁：**

小中高生の自殺防止を目的とした協議会の設置についてですが、小中高生の自殺防止は、館山市にとっても極めて重要な課題と考えています。

子供が自殺に至る背景には、家庭問題、健康問題、学校問題など多岐にわたる要因が複合していることから、社会全体で自殺防止に取り組む包括的な対応が重要であると捉えています。また、問題が深刻化する前に早期発見・早期対応を図り、困難を抱える子供たちを支援につなげる体制づくりの必要性についても認識しているところです。

協議会の設置については、現時点では考えていませんが、ほかの自治体の状況や改正法の趣旨を踏まえ、関係部署・関係機関との連携した支援体制づくりに段階的に取り組んでいきます。

#### **解説：**

##### **自殺者は減少しているが、若者は増加**

子どもの権利条約では「生きる権利」、生命・生存及び発達に対する権利に配されます。

成人を含めた自殺者数は1万9千人台と2022年のおよそ2万2千人より減少傾向にある一方で、小中高生では一昨年24年は529人で過去最高、去年25年が538人で毎年、過去最多を更新しています。およそ1週間で10人が亡くなっており、また、大学生や若者も高止まりしていますので、特に若い世代に焦点を当てた対策が重要になることが分かります。

19歳までの自殺の原因・動機も示されており、高い順に病気の悩み（うつ病・精神疾患）、学業不審、親子関係の不和と続きました。但し、多くの場合単体ではなく、これらが複合的に絡み合っているとされます。例えば家庭や学校を通じて人間関係に悩みを抱える中で、心の健康が悪化するといったケースです。

また、自殺した児童生徒の4割以上が、当日まで普段通り学校に通っていたという調査もあり、これは、周囲が自殺リスクに気づくことは容易ではないことを示しています。そのため、一人1台の端末を使って「心の健康観察」などで様々質問することにより、SOSを理解することが重要だと専門家は言われています。

#### 若者の自殺未遂・自損行為の数も毎年増加

自殺未遂や自損行為の数も毎年増加傾向にあり、厚生労働省の指定法人である「いのち支える自殺対策推進センター」が発表した2023年の人数は4万2,977人でした。19歳以下に限定すると約3,300人になり、2016年と比較すると2.4倍にもなります。また、その6人に一人が自殺リスクの高い人とも言えそうです。

学校現場において、自殺を仄めかす言動が見られたとか、自殺未遂や自傷行為で救急搬送されたとかの情報を教師が把握したとしても、「どう支援したら良いのか分からない」、「学校だけで対応するのは困難」、「連携先がわからない」などといった状況が、現場の本音だと専門家は指摘しています。

#### 4段階の取り組むべき施策

従って、自殺リスクに気付いた後の具体的な支援体制の構築が大切です。政府の「こどもの自殺

対策推進パッケージ」には、4段階の取り組むべき施策が掲げられております。

① 教育や普及啓発 ② リスクの早期発見・対応 ③ 危機介入 ④ 見守り支援。

これらを、連動性を持って切れ目ない実行的な取り組みを各自治体で進むことを期待されています。また、個人情報保護の観点からも具体的な支援につながらないケースも見られるということです。方や、地域には児童相談所や精神科医、弁護士など専門機関があっても、相互に連携が取れていないという現状もある様です。

## 相談体制の周知・構築

悩みに直面した際、誰でも相談できる窓口の存在を知ることが重要ではないかと思います。電話相談では24時間対応の「いのち SOS・よりそいホットライン」、時間指定の「いのちの電話」などがあります。

SNSの相談窓口は4つほどあり「NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンク」「NPO法人メンタルヘルス・スクエア」「NPO法人 あなたのいばしょ」「NPO法人 BOND プロジェクト」。

私も実際に BOND（ボンド）プロジェクトを開いてみたところ、さまざまな事象に対応する相談先が示されていて、LINEなどの相談方法もあってとても親切で、本当に困った場合は利用したいと思いました。

だんだん館山や、市の公式ライン等で、悩んでいる人が相談できる電話や SNS の相談窓口を一覧にして、常時お知らせする体制が必要ではないかと思います。「言葉にしたら、気持ちが少し軽くなった」といった広報ポスターがありますが、悩んだらまずは相談という形が構築されれば、かなりの抑止効果に繋がるものと考えられます。

## 孤立解消が急務

うつ病や精神疾患になるというのは結果であって、「若者の孤立や孤独感、いじめや家庭不和」などに起因する人間関係が大きく関係している場合が多いと思います。その要因を排除するのは難しいかもしれませんが、悩んだ時に相談できる体制とその後の支援体制を充実させることで、自殺という最悪の判断は回避できるものと確信します。例えば、相談体制に工夫を加えたマインドfulnessの普及などもあると思います。ストレスの軽減や、感情をコントロールしやすくなる効果があるとされています。

今回は、自殺回避に実効性を持たせるためには、相談体制の充実並びに、専門家による協議会の設置へ向けた御検討を提案しましたが、次項で取り上げる市販薬の過剰摂取の対策についても同様に、孤立状態にある子供にはどのような対策が必要か、市として何が出来るかを、皆で考えてほしいと思います。

## 2. 市販薬の過剰摂取を防止する取組

市販薬を一度に過剰摂取する「オーバードーズ」が中高生にまで広がっていることが明らかになりました。厚生労働省の研究班が昨年6月に公表した内容によると、過去1年以内に市販薬の乱用経験のある高校生は、21年度の調査で60人に一人、中学生では24年度調査になりますが、およそ55人に一人いるということでした。

想像を遥かに超えた人数に驚きを隠せません。そこで、購入を制限する法律も設けられましたが、市販薬なので値段も手頃で品数も豊富ですので、入手は容易である可能性も否定できないかもしれません。この様な背景を踏まえて、3点お聞きします。

① 市内の児童生徒における使用実態に関する状況等について把握しているのか質問しました。

**答弁：**

児童生徒への市販薬の過剰摂取を防止する取組についての第1点目、使用実態に関する状況等の把握についてですが、館山市内の各小中学校においては、日常的な健康観察や教育相談、保健室の利用状況の共有、生徒指導などを通じて、児童生徒に起こる心身の変化の把握に努めています。

一方で、児童生徒による市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズについては、家庭や医療機関等との関わりの中で顕在化することもあります。学校での状況把握には、子どもたちの病気や病歴に関わる極めて慎重な配慮を要するデリケートな事案であると考えています。

② 心身の健康被害や依存症に至る危険な行為であることから、学校現場における啓発活動・啓発教育等に関する取り組みを質問しました。

**答弁：**

次に第2点目、学校現場における啓発活動等への取組についてですが、館山市内の各小中学校において、保健の授業での指導や、薬物乱用防止教室等を実施しています。

学習指導要領に基づき実施している保健の授業では、薬物乱用が体や心に大きな害を与えること、依存性が高く一度依存すると自分の力で逃れるのは困難なこと、薬物を手に入れるために罪を犯すことや薬物の作用により人を傷つける人が現れ、社会に深刻な影響を及ぼすこと等を指導しています。

また、薬物乱用防止教室については、各学校の実態に応じて、学校保健計画に位置づけ、警察機関等と連携して開催しています。児童生徒が市販薬の過剰摂取するような事態を未然に防ぐため、これらの啓発活動を継続していくとともに、家庭や関係機関と連携を図りながら、様々な要因で不安やストレスを抱えている児童生徒に寄り添った対応をしていきます。

③ 今年5月に若年者の購入を制限する「改正医薬品医療機器法」が施行され、18歳未満に対して

一度に購入できる量は小容量に限り、数も複数個ではなく一個に制限されるなどの対策も講じ

られています。薬剤師や販売業者、オンライン販売などについても、購入者の状況確認を義務

付けていますが、法律は施行されたばかりでもあり、業者と学校又は自治体との情報の共有な

ど連携強化に向けた体制づくりの必要性について見解を質問しました。

**答弁：**

次に、第3点目、薬剤師や販売業者と学校などとの情報共有に向けた連携、体制づくりの必要性についてですが、本年5月より、指定された成分を含む風邪薬やせき止め、解熱鎮痛剤、アレルギー薬などの市販薬を18歳未満が購入する場合、5～7日分ほどの小容量1個に制限する規制強化が図られました。

また、市販薬を販売する薬剤師や販売業者は、購入者に対し、身分証などで年齢や氏名、他店での購入状況を確認し、過剰摂取に関する情報提供を行うものとされています。

この背景には、若者を中心に市販薬の過剰摂取が社会問題化しているほか、国の調査において、若者の自殺未遂や自傷行為の具体的な内容として、市販薬の乱用の割合が高いことが判明し、早急に対策を講ずる必要があることから、法改正が行われたものです。

一方、児童生徒が市販薬の過剰摂取をする背景には、孤独や孤立、生きづらさなど様々な問題があるものと推察します。そこで、児童生徒に関わる機関には、その生きづらさを少しでも和らげてあげる役割も求められると考えます。館山市としましても、これらの児童生徒の支援の入り口として、販売業者や学校、市との連携は大切であると考えており、情報収集に努めていきます。

## 解説：

### 市販薬の過剰摂取を防止する取組み

2015年6月議会で「危険ドラッグの対策」について取り上げたことがあります。今回はテーマが、10年以上前の「低年齢への危険ドラッグ」から「オーバードーズ」に変わっただけで、当時と客観状況は「使用者の低年齢化と増加」という点において、本当に似ています。

使用実態に関しては、国立医療センターが22年に薬物依存症患者を対象に行った調査では、治療中の10代のうち65%が市販薬の過剰摂取者でした。その市販薬の乱用は、ここ10年ほどで若年者の間に広まったと言う事です。この点も、10年前の危険ドラッグの時と状況は一緒です。

オーバードーズは、心身の健康被害を引き起こす危険性を認知する、正しい知識の普及に向けた啓発活動が必要であると思います。子供を指導する教員自身も、正しい知識の習得と、生徒への観察力が求められますので、教員への研修等についても質しました。

### 18歳未満の購入を規制

今年5月に「改正医薬品 医療機器法」が施行され、8成分を含む医薬品を「指定 乱用防止 医

薬品」として規制を義務化します。薬剤師や販売業者側などに 購入者の状況確認を義務付けていますが、そういった情報については、学校又は自治体もドラッグストアなどと相互に共有する体制の構築は必要だと思えます。

## 若年者がオーバードーズに手を染めてしまう背景

若年者がオーバードーズに手を染めてしまう背景について、国立精神・神経医療研究センター(精神保健研究所)薬物依存研究部の松本俊彦部長の話を引用します。

## ネズミの実験

はじめに、興味深いネズミの実験です。50 年程前にカナダの心理学者ブルース・アレキサンダーという博士は、ネズミを2つのグループに分け、一方には1匹ずつ狭い檻の中に閉じ込め、他のネズミと一切交流ができない状態におき、これを植民地ネズミと呼びました。

もう一方には16匹のネズミを雌雄一緒に・広い空間に入れ、ところどころ遊具が置かれ、自由に遊んだりジャレあったりすることができる環境で、こちらは楽園ネズミと呼びます。

この2つのグループに対して、普通の水とモルヒネ入りの水を用意して与え、約2ヶ月間観察しました。その結果、孤独の植民地ネズミは頻繁に大量のモルヒネ水を摂取しては、日がな一日酩酊していた。対して楽園ネズミは、普通の水を飲んで、他のネズミと戯れあったり、交尾したりしていた。モルヒネ水は最初だけ少し試したものの、その後は一切見向きもしなかった。

この実験は、依存症になる理由に関して、重大なヒントを与えてくれるとし、依存症になりやすい人は孤立している人、しんどい状況にある人ではないか、と言うものです。

## 依存症の本質は『苦痛』

次に、そもそも、薬を大量に飲むと言う行為は、およそ小学生でも体に良いか悪いかは分かりません。それでも飲んでしまうのは何故かという点です。

アメリカの精神科医エドワード・カンツィアンは 依存症を発症するメカニズムとして、「自己治療 仮説」と言う理論を提唱しています。それによると「依存症の本質は苦痛である。そして、薬物使用（オーバードーズ）の報酬は、快感ではなく苦痛の緩和である」と言うものです。

ネズミの実験と、依存症を発症するメカニズムの2点について、これらの話は松本先生ご自身の臨床経験に照らしても、納得できると言われています。

## 脳が“ハイジャック”される

はじめは、苦痛や苦悩をコントロールするために薬物を使用していたものが、最終的には薬物自体が持つ依存性によって脳がハイジャックされ、自分をコントロールするために用いてきた薬物に、いつしか自身がコントロールされる結果となる。

「もはや、メリットよりもデメリットの方が上回っているにも関わらず、薬物を手放せなくなる」と言う流れが待っているわけです。

## 薬物を進める人物は“モンスター”か

先生は、若者に薬物を進める人物についても語っています。ゾンビやモンスターではなく、孤立する若者の存在価値を認め「いけてるじゃん」とか「仲間になろうぜ」と繋がりを提示してくれた人が多い。阻害感とか、孤独感に支配されていた自分に声をかけてくれ、友好的に接してくれた人に対しては、心を開いていくといった感覚です。その意味から、薬物に手を染めるそもそもは、若

者が置かれた孤立状態そのものであり、そこに問題意識を置くことが肝要だと言っています。

### 「薬物依存」の対義語は「人との繋がり」

松本先生は繰り返し、快樂のためではなく孤独・孤立の苦痛を緩和し、不幸に適応するために使っていたのだと訴えます。

ネズミの実験には続きがあり、モルヒネ依存症の植民地ネズミを 1 匹だけ楽園ネズミのいる広場へ移したら、まもなく楽園ネズミ達とじゃれあい、交流する様になった。そうすると、モルヒネ水を飲むのをやめ、楽園ネズミ達と同じ普通の水を飲む様になったと言うのです。

松本先生曰く、この実験結果は、薬物依存症からの回復には何が必要かを教えてくれているとして、薬物依存の対義語について次の様な言い方で示されました。

Addiction=アディクション：「依存症・薬に溺れた状態」…この対義語は…Sober=ソーパー：「しらふ」の状態ではなく、Clean=クリーン：「薬物を使っていない状態」でもなく、Connection=コネクション：「人との繋がり」であると。

薬物依存症の対義語は、人との繋がりです。

### 孤独状態からの解放

孤立しない環境の創出については、これまでも縷々検討されています。一つの方法論として「オープンダイアログ」と言う手法が思い浮かびます。「開かれた対話」と訳されますが、基本的には精神医療現場における統合失調症の患者に、薬などは最小限に抑え、対話によって回復に導くものです。本人を交え、家族や専門家が一緒になって語り合う環境を設けるものです。チームで開かれた対話を大切にします。

また、自殺対策で触れた「マインドフルネス」も同様に効果が期待できるのではないのでしょうか。

いずれにしても、薬物依存症を回避し、又は回復させるためには 若者が孤立しない環境を、学校や社会全体で構築していくことが重要になります。その様な環境の創出を、大人が責任を持って 共に目指していきたいと思えます。

## 「遅延」という言葉を考える

文献学者で作家の山口瑤司（ようじ）氏が、「遅延」という話を新聞記事で紹介してくれました。

「電車の遅延」で遅刻したなどと言いますが、遅延とはただ1本の電車が遅れることではなく、1本が遅れると後ろの電車が詰まり、乗り換えがずれ、人の予定もずれていく。一つの遅れが、次の遅れを呼び、鎖の様につながっていく。これが遅延だということです。「延」は、のびること。例えば、3分の遅れがそこで終わらず、会議の開始を遅らせ、昼食の時間を短くし、時に夕方の約束にまで影響を与えることになったりする。

方や、「後ろ」という漢字の「後れる」は、時刻というよりも「取り残される」感じが強い言葉で、友達と歩いていて靴紐を結んでいたら、みんなが先に行ってしまった。こんな場合「友達に後れる」と書きます。

遅延は遅れが鎖の様につながっていることであり、遅延は時間の遅れの鎖、まさに「チェーン」だということです。

これを受けて、6月議会で取り上げた内容について当てはめてみると、市にとって

子どもの権利条例の制定が遅延すると／子供も大人も、様々な子供の権利に気づくのが遅れ／

地域社会における人権感覚の醸成も遅れ／それによって不毛な争いや孤独・自殺といった悲劇が起

こりやすくなり／民主的な社会の創出も遅れ／結果的に文化的発展も遅れる／といった、遅延の連

鎖につながるのではないかと感じました。

「オーバードーズ」や「自殺対策」も同じです。孤立解消へ向けた支援体制や相談体制づくりを、大人の責任として整えておく様にと訴えましたが、体制づくりが遅れると、子供たちの悩みの解決も遅れ、不幸を感じる期間も長くなるものと考えます。

子どもの権利条例は、遅延すると人間関係のカオス状態の連鎖が続き、遅延せず取り組むと、大人から子供に至るまで社会の人権意識が劇的に改善する、両方の可能性を秘めています。一つの行政決断には、常にどちらか「チェーン」の様に繋がりを持った答えが待っている気がします。

## 2026（令和8）年 「菜の花会」無料法律相談 実施計画

安房地域：主催（菜の花会）

2026（令和8）年：4回 ③7月14日 ④10月13日

日時：全て第3火曜日：2026年7月14日（火） 13時から17時まで

：13時から17時まで お一人（1組）様：30分間

会場：菜の花ホール 1階 第2集会室

開催場所は、毎回凡そ2カ月前に決定しますので、決まり次第お知らせいたします。  
どなたでも自由にご利用いただけます。事前申し込みが必要です。瀬能までご連絡ください。